

報告第5号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

一関市長 佐藤善仁

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
39の3 建築基準法 施行令第137条の12 第6項の規定に基 づく認定の申請に 対する審査	[略]			39の3 建築基準法 施行令第137条の12 第11項の規定に基 づく認定の申請に 対する審査	[略]		
39の4 建築基準法 施行令第137条の12 第7項の規定に基 づく認定の申請に 対する審査	[略]			39の4 建築基準法 施行令第137条の12 第12項の規定に基 づく認定の申請に 対する審査	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。